

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	公営住宅・改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、公営住宅・改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県防府市長

## 公表日

令和7年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅・改良住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)及び住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)に基づき市営住宅等の建設を行い、住宅に困窮する住民に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。</p> <p>公営住宅法及び住宅地区改良法、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市営住宅・改良住宅入居資格の確認</li><li>②入居者の収入所得状況の確認</li><li>③住宅使用料の決定及び変更</li><li>④住宅使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理</li><li>⑤名義変更、同居の承認及び不正入居対応、世帯情報の変更の確認</li><li>⑥収入超過者及び高額所得者の認定</li></ul>
③システムの名称	1. 公営住宅管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 公営住宅管理システム(web版) 5. 団体内統合宛名システム(基本セット内)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)入居者管理情報ファイル (2)収納・滞納関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)別表の27(公営住宅法)、52(改良住宅法)の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠に規定) 番号法第19条第8号及び、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53、76の項 ※公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木都市建設部建築課
②所属長の役職名	建築課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号0835-25-2194

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 土木都市建設部 建築課 電話番号0835-25-2178

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt; 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="radio"/> 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業		[ <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない ]
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input type="radio"/> 内部監査 ] [ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="radio"/> 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>	

当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		<p>■防府市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部侵入防止：監視カメラ</li> <li>・入退室管理：ICカード認証</li> </ul> </li> <li>②技術的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムアクセス時における二要素認証</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアの導入</li> <li>・外部ネットワークと遮断された府内ネットワーク</li> </ul> </li> <li>③移行作業時に関する措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ul> </li> </ul> <p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> </li> <li>②技術的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> </li> <li>②技術的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP（地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】）（デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルファイルの更新を行う。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ul> </li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築課長 堀田 和彦	建築課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月25日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月25日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和2年11月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	IV リスク対策 8.監査	自己点検	自己点検・内部監査	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第一の19、35の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第18条、第26条	番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第一の19、35の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・なし・公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :31、54の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第22条、第28条	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・なし・公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :31、54の項	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	[〇]自己点検 [〇]内部監査	[〇]自己点検	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)別表第一の19、35 の項	番号法 第9条第1項(利用範囲)別表の27(公営住宅法)、52(改良住宅法)の項	事後	法改正による変更
令和7年1月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :31、54の項	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号及び、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53、76の項 ※公営住宅・改良住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	法改正による変更
令和7年1月27日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 生活環境部くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年11月7日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年11月5日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	【十分である】	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	【十分である】	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているため。個人番号及び本人情報が記載された申請書等を廃棄する場合は必ずシュレッダーをかけた後、処分するよう心にしているため。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和8年1月5日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 公営住宅管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 公営住宅管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 公営住宅管理システム(web版) 5. 団体内統合宛名システム(基本セット内)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うシステム名称の追加
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年11月7日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月5日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年1月5日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 (略) ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 (略) これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	IV リスク対策 9.監査 実施の有無	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	定期見直しに係る修正
令和8年1月5日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているため。 個人番号及び本人情報が記載された申請書等を廃棄する場合は必ずシユレッダーをかけた後、処分するようしているため。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	■防府市における措置 (略) ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (略) ■ガバメントクラウドにおける措置 (略)	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更